

## 四日市市環境計画改定版に関する意見 第8章について

### ○（2）行動計画策定の背景について（p76）

・環境教育等促進法とESDが併記されているが、この計画はあくまで、「環境教育等推進行動計画』であり、環境教育等促進法でも、持続可能な社会構築に向けては環境教育が重要である旨明記されている。よって、これまでの環境教育にESD的視点を入れていくというような文言を入れてはどうか。そのことによって、これまでの環境教育からより視点を広げていけばいいこと、環境教育とESDが別物という印象は拭えるのではないだろうか。

### ○3.（2）の①学校、地域、社会等幅広い場における環境教育（p80）

#### ア 学校の教育活動における環境教育（イ）今後拡充する施策について（P80）

- ・大学等の高等教育機関やPTA活動との連携のみならず、地域で活動する市民団体（NGO、NPO）との連携も必要である。学校と地域の活動が結びつくことで、子供たちの日常的な環境保全行動・活動が継続され根付くのみならず、市民団体のレベルの向上にもつながる
- ・これまで企業に偏りがちであった小中学校への出前講座を、中立性の観点からNPO等市民団体中心にすべきである。企業の場合、どうしても企業PRにつながりかねないため。但しそのためには、NPO等市民団体自体が力をつけることが重要であるが。

#### イ 学校の教職員の資質向上（イ）今後拡充すべき施策（P80）

- ・現在の多様な研修を整理し、持続可能なまちの構築に資する研修として体系化する必要がある。IT研修がそうであったように、期間を区切り、例えば3年間は持続可能なまちの構築に関する研修を集中的に行うなどの措置が必要ではないか。
- ・教職員の本来の仕事である教材研究や自主研究（研修）が十分に行えるよう、現在の教職員の大きな負担となっている学校事務を減らすなど、研修する機会を保障する仕組みが必要ではないか。

#### ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進（イ）今後拡充すべき施策（P81）

- ・各主体の特徴的な環境活動の紹介のための情報を整備して紹介する  
⇒P83 カの（イ）と連動

#### エ 指導者等の人材育成・活用（イ）今後拡充すべき施策（P82）

- ・既存のリーダーやボランティアの資質・能力の向上をめざした再教育を行う必要がある。特に、学校への出前講座や調整役・推進役となるには、さらなる研修が必要である。（それぞれの活動には長けていても、活動自体が目的化しているケースがよくみられる。な

ぜ、そうした活動が必要なのか、最終的に目指す持続可能な四日市とはどのようなものなのか、といったトータルな視点で物事を見、判断し、行動を促進する力の育成が不可欠である。EM菌、ケナフ信奉者では困る)

#### キ 環境教育に関する各主体の連携 (イ) 今後拡充すべき施策 (P 8 3)

- ・ア、でも述べたが、連携を強化すべきは、一義的には企業ではなく、市民・NPO等市民団体である。企業は営利を第一の目的としているのに対して、市民・NPO等市民団体は行政同様、公益を第一の目的としている。特に四日市においては、企業に比べて市民・NPO等市民団体の力が弱いことから、まずは行政と共に公益を担えるまでNPO等市民団体を成長させることが重要ではないか。そうした視点が不足しているように見える。

#### ○3.(2)の②職場における・・・(p 8 4) (イ) 今後拡充すべき施策 (P 8 4)

- ・自らの事業活動における環境負荷の低減をより促進する
- ・市民・NPO等市民団体が行う地域環境活動を協働して行う

#### 4. 推進体制・進行管理 (p 8 6)

- ・進行管理に関しては、市民・NPO等市民団体を進行管理の仕組みの中に取り入れ、チェックの透明性を確保すべきではないか。p 8 8の進行管理の方法①には、そうした意味が入っているのであればいいが。

以上

#### 【意見提出】

平成26年8月1日(金)～平成26年9月1日(月)に募集された「第3期四日市市環境計画改定版(案)に関する意見」に対し、上記の通り、四日市市のNPOと協働で、意見提出を行った。

#### 【活動の概要】

環境文明21が地域環境リーダー養成等に関わってきた四日市市で、地元NPO・教員・行政と協働して、学校における持続可能な社会に向けた環境教育(ESD)をより促進するための授業案を作成し、それを元に、NPO・地域リーダーと教員の合同研修を行った。また四日市市の環境教育の大幅な改善と活性化を図るため、本法8条に基づく行動計画作成に対して地元NPOと協働して政策案を作成、その後の提案活動をサポートしている。